

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和7(2025)年11月26日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「連日出没している熊への対策について、警察官に対する地域住民の感謝と期待の高まりを感じている。今後も緊張感を持ち適切に対応いただきたい。県警察における下半期の主な出来事を振り返ると、前半は交通死亡事故の抑止対策強化、後半は熊による人身被害への対策強化になると思うが、今年も残り1か月余りとなり、社会全体が慌ただしくなる中、心に余裕がなくなり事件事故が発生しやすくなると思われる所以、各部門、各警察署とも気を引き締めて業務に当たっていただきたい。」

旨の発言があった。

#### 【警務部議題】

##### ○ 令和8年岩手県警察運営重点の策定（案）について

警察本部から、「令和8年運営重点の基本姿勢は、県警察としてあるべき姿を示しつつ、県民の期待と信頼に応えるとともに、更に力強く警察活動を推進していくことの必要性に鑑み、『県民の期待と信頼に応える力強い警察』を継続とすることとした。

活動重点は7項目であり、『被災者に寄り添う警察活動の推進』は、復興に向けた歩みを着実に続けていくためには安全・安心を実感できる地域社会の実現が不可欠であるところ、災害の教訓を風化させることなく、被災者をはじめ県民一人一人に寄り添う警察活動を推進するため、継続とするものである。

『子供・女性・高齢者の安全を確保するための活動の推進』については、子供や女性に対する声かけ事案、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等のほか、高齢者をはじめとする特殊詐欺等の被害が後を絶たず、恋愛感情のもつれから女性が凶悪犯罪被害に巻き込まれる事案の発生も懸念される諸情勢を踏まえ、子供・女性・高齢者を中心とした人身の安全を脅かす事案に適切に対応し、県民が安全・安心を実感できる地域社会を実現するため、継続とするものである。

『悪質・重要犯罪の徹底検挙』については、近年における本県の刑法犯認知件数は増加傾向からやや横ばいに推移しているところ、殺人、強盗等の凶悪事件が発生し、性犯罪事件の発生件数も高止まりの状態にあることに加え、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺被害の認知件数の急増、政治・行政を舞台とした構造的不正、薬物事件、匿名・流動型

犯罪グループ等、新たな特徴を有する犯罪集団による組織的・広域的な強盗事件の敢行など、県民に大きな不安を与える事件が相次いで発生していることから、悪質・重要犯罪を徹底して検挙し、県民生活の安全確保、犯罪等の抑止力とするため、継続とするものである。

『安全意識を高める目立つ街頭活動及び交通指導取締りの推進』については、本県の交通事故は、高齢者が第1当事者となる割合が高い水準で推移しており、高齢者の交通事故抑止対策が課題となっているほか、良好な自転車交通秩序を実現するための諸対策も今後不可欠となることから、目立つ街頭活動とP D C Aサイクルに基づく交通指導取締りを推進する必要性に鑑み、継続とするものである。

『災害等への的確な対応及びテロ未然防止対策の徹底』については、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害、大規模地震・津波など大規模災害の発生に加え、北朝鮮によるミサイル発射等を含めた緊急事態の発生も懸念される現状において、発生時における的確な対応、大規模イベント等開催時における県民と一体となったテロ防止を強力に推進する必要があることから、継続とするものである。

『能動的サイバー防御の推進』については、昨今、サイバー空間が国民生活において必要不可欠な公共空間となる一方、サイバー空間をめぐる脅威の高まりも極めて深刻化しており、サイバー空間の安全・安心の確保が喫緊の課題となっているほか、本年成立したサイバー関連新法による能動的サイバー防御の導入に呼応し、サイバー犯罪捜査等において産・学・官の連携による被害防止対策等の更なる推進を図り、実空間と同様に県民の安全・安心を実現する必要があることから、昨年までの『サイバー空間の安全の確保』を変更し、新たに策定するものである。

『職員一人一人が輝ける魅力ある職場環境の実現』については、自然減・社会減の人口減少による組織のマンパワーの維持・向上の困難化が懸念される中、将来にわたって警察力を維持し、治安課題に的確に対処する組織で在り続けるためには、職員の能力を最大限に発揮できる職場環境づくりが必要であることから、業務の合理化・効率化とともに、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進など、職員一人一人が士気高く、規律正しく、生き生きと働き活躍できる職場環境の実現に向けた取組を深化・定着化させるため、継続とするものである。」旨の説明があり、決裁した。

## ○ 公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

警察本部から、「都道府県警察における各種行政手続の電子申請については、令和3年6月1日から、新型コロナウイルス等の感染予防や国民の利便性向上を目的として、道路使用許可の申請など一部の手続をオンラインで行う『警察行政手続サイト』の運用を全国で開始したところであるが、この度、警察庁が新たに構築した『警察行政手続オンライン化システム』が本年12月15日に運用を開始し、対象となる手続が従前の24から500以上に増加することとなった。本システムは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）に基づき運用されるが、本システムで公安委員会宛ての申請等を受け付けるには、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく本県公安委員会規則を改正する必要がある

ことから、所要の改正を行うものである。改正の概要は、これまでオンラインで申請等可能な手続について規則の別表で示していたところ、『公安委員会が別に定める』と改め、今後の手續の増減に柔軟に対応できるようにした。また、国家公安委員会規則や警察庁が示すモデル規則に準拠するよう、根拠規定、用語の定義、電子情報処理組織の規定、電子証明書の規定等の見直しのほか、インターネットを利用して閲覧することにより確認できる場合の入力の省略に係る規定、オンラインによる申請等又は処分通知が困難な場合等に係る規定の追加など、所要の整備を行うものである。施行期日は本システムの運用開始と同じく12月15日とする。」旨の説明があり、決裁した。

## ○ 令和8年各部門における数値の策定について

警察本部から、「翌年の目標数値は、各部門において、本年の目標数値に対する取組の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、取り組むべき重点課題や懸案事項について、施策の進捗状況や達成度を測る尺度として活用するとともに、施策の進捗を定期的に検証し組織を挙げた治安対策を推進するため、策定するものである。」旨の発言があり、次のとおり報告した。

### (1) 警務部

警察本部から、「目標数値は、『職員1人当たりの年次休暇等取得日数（夏季特別休暇5日間を含む）を警察本部平均、警察署平均とともに20日以上とする』、『各警察署において実施する実戦的総合訓練の実施回数を各部門2回以上、若手警察官1人に対して2回以上実施した割合を85パーセント以上とする』の2項目である。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「休暇の取得と並行して、休暇を取得できる環境を整えていく必要があると思うので、職員個々に事情があることを踏まえ、検討・工夫してそのような環境、仕組みを構築していっていただきたい。」

### (2) 生活安全部

警察本部から、「目標数値は、『特殊詐欺の被害件数、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害件数をそれぞれ前年対比80%以下とする』、『住宅対象侵入窃盗及び乗物盗の無施錠での被害件数を230件以下とする』、『子供・女性に対する脅威事犯の行為者特定率を50%以上とする』、『全警察署管内の中学校又は高等学校について、1校以上をサイバーセキュリティモデル校に指定し、『サイバーセキュリティチャレンジ』を実施する』、『主要生経事犯等検挙事件を15事件以上とする』の5項目である。」旨の報告があった。

### (3) 刑事部

警察本部から、「目標数値は、『重要犯罪の検挙率を82%以上とする』、『組織犯罪対象事犯（暴力団犯罪、薬物事犯、特殊詐欺等）の検挙人員を67人以上とする』の2項目である。」旨の報告があった。

#### (4) 交通部

警察本部から、「目標数値は、『交通事故死者数を30人以下とする』、『令和8年度中に「ゾーン30プラス」を2か所以上整備する』、『飲酒運転事故件数を80件以下とする』、『飲酒運転に関わる行政処分所要日数を62日以下とする』の4項目である。」旨の報告があった。

#### (5) 警備部

警察本部から、「目標数値は、『警護の万全を期すため、警護員の技術向上及び育成に向けた訓練を本部警備課は年8回以上、警察署は年4回以上実施する』、『災害警備態勢の確立と対処能力の向上に向け、「非常参集訓練」、「警備本部設置訓練」、「本部（警察署）機能移転訓練」、「装備資機材活用習熟訓練」及び「関係機関との連携訓練」を、本部及び各警察署とも各訓練を1回以上（年間合計5回以上）実施する』の2項目である。」旨の報告があった。

#### ○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和7年10月末現在）

警察本部から、「本年10月中の受理件数は5件であり、内容は、交通取締りに関するもの2件、警察官の言動に関するもの、相談対応に関するもの、その他が各1件であった。また、10月中における処理件数は4件であった。」旨の報告があった。

#### ○ 令和7年度12月補正予算概要について

警察本部から、「令和7年度12月補正予算における補正額は、警察費総額6億7,755万円余の増額となる。内容は、県人事委員会『職員の給与等に関する勧告』関連の給与改定経費の増額並びに契約が令和7年度末までの『放置車両確認事務委託』について、令和8年度以降も継続して委託する旨債務負担行為を要求するものである。」旨の報告があった。

### 【生活安全部議題】

#### ○ 岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正について

警察本部から、「悪質ホストクラブ問題など風俗営業等をめぐる諸情勢に鑑み、風営適正化法の一部が改正され、本年5月28日に公布されたところであるが、この改正において、風俗営業等の許可に係る不許可事由に『風俗営業の営業所への立入日から聴聞決定予定日までの間に風俗営業の許可証を返納した者で当該返納の日から起算して5年を経過しないものに該当すること』が追加されたことに伴い、関連する風営適正化法施行規則の一部も改正されることとなった。改正された規則は、『風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日の通知』に係る規定が新たに追加されるものであり、本年11月28日に施行されるが、これらの法令改正を受け、岩手県公安委員会の権限に属する事務に風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日の通知に係る事務が追加となることから、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程及び訓令について、所用の改正を行うものである。改正の概要是、専決規程において本部長専決とする『生活安全部関係専決事項』の中に、改正規則第6条の4の規定に基づく『風俗営業者に対する聴聞決定予定日の通知及び当該通知の通知書の交付』、改正規則第74条の3において準用する第6条の

4第2項の規定に基づく『特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日の通知及び当該通知の通知書の交付』を追加し、警察本部長の専決事務とするものである。本専決規程及び同訓令は、改正規則と同じく11月28日から施行する。」旨の説明があり、決裁した。

#### ○ 生活安全部門に係る審査基準・処分基準の改定について

警察本部から、「本件は、『岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正について』に関連するものであり、内容は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が本年11月28日から施行されることを受け、警察庁の審査基準・処分基準のモデル案も改定となったことから、当県の審査基準・処分基準についても、これに準じて改定するものである。はじめに、審査基準の改定についてであるが、これは、風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可等に係る法第4条第1項の基準を改定するものであり、『密接な関係を有する法人が風俗営業許可を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない者である場合』や、『暴力的不法行為等を行うおそれがある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者』等も欠格事由の対象に加えるものである。密接な関係を有する法人については、許可申請時において、『密接な関係を有する法人を申告する書面』により申告することが義務付けられる。次に、処分基準についてであるが、営業停止命令に係る期間の決定について、『最近3年間に同一の処分事由による法第26条第1項の規定による営業停止命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第10条第1項の規定による許可証を返納したこと（廃業について相当な理由がある場合を除く）』を明記し、自主返納によるいわゆる『処分逃れ』を防止するとともに、公示後に許可証を返納した者を処分の加重対象とするものである。本件審査基準・処分基準についても、11月28日を作成日とする。」旨の説明があり、決裁した。

#### ○ 年末年始における特別警戒活動出発式について

警察本部から、「県民が新年を平穏に迎えることができるよう、事件事故の未然防止を図ることを目的として、令和7年12月15日から令和8年1月3日までの間、年末年始における特別警戒活動を実施するところ、出発式を12月15日午後4時30分から盛岡東警察署大會議室にて執り行う。終了後は徒步で大通地内の警戒活動を実施する予定であり、督励者として警察本部長、激励者として岩手県知事、盛岡市長、岩手県防犯協会連合会会长、公安委員会委員長、公安委員に参加いただくこととしている。出発式等には、盛岡東警察署員、防犯ボランティア団体の構成員など約150名が参加予定である。」旨の報告があった。

## 【交通部議題】

### ○ 死亡ひき逃げ事件の検挙について

警察本部から、「紫波町内における死亡ひき逃げ事件について、本日、胆沢郡金ヶ崎町に居住する無職の50歳代男性を通常逮捕した。被害者は、紫波郡紫波町に居住する無職の当時44歳女性である。事件概要は、10月12日午前5時ころ、中型貨物車を運転中、紫波郡紫波町南日詰地内の国道4号上において、被害女性と衝突し死亡させる交通事故を起こしたにもかかわらず、被害者の救護も警察への届出もせず現場から立ち去ったという、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反及び道路交通法違反事件となる。本件は、発生後に現場を通過した方の110番通報で認知し、紫波署と交通部各所属が中心となって刑事部鑑識課や隣接署からの応援も得て所要の捜査等を重ねてきたものである。被害者の夫など親族に対しては、事件発生後の被害者支援制度に関する説明以降、質疑等への対応を続けており、引き続き、所要の支援制度を適時適切に利用できるよう、心情に配意して面談を重ねていくこととしている。」旨の報告があった。

### 《 委員発言 》

「ひき逃げ事件は県民の関心も高い。今回のように結果を出していただくと『逃げられない』という抑止力につながると思う。引き続き抑止と検挙のための活動を徹底していただきたい。」

## 【警備部議題】

### ○ 警察職員の援助要求について

警察本部から、「当県における熊による人的被害の発生に伴い、熊駆除対応プロジェクトチームの運用を11月13日より開始しているところ、運用を継続するため、関係する都道府県公安委員会に対し援助要求を行うものである。」旨の説明があり、決裁した。

## ■個別会議

### ○ 監察課

「第45回危険業務従事者叙勲勲章伝達式」における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

### ○ 生活安全企画課

「年末年始における特別警戒活動」における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

### ○ 総務課

公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁